

さいたま市自治基本条例検討委員会

第29回 会議の記録

日時	平成 23 年 7 月 19 日(火) 18:45~22:00
場所	さいたま市役所第2別館第3会議室
参加者 ※敬称略	<p>[委員等] 計 11 名 内田 智／小野田 晃夫／高橋 直郁／富沢 賢治／中田 了介／中津原 努／福島 康仁／ 細川 晴衣／堀越 栄子／湯浅 慶／渡邊 初江 (欠席者:伊藤 巖／遠藤 佳菜恵／栗原 保／染谷 義一／三宅 雄彦／吉川 はる奈) [事務局:さいたま市] 計 5 名 企画調整課主幹 小島豪彦／課長補佐兼総合振興計画係長 柿沼浩二／総合振興計画係主 査 松尾真介／総合振興計画係主査 宮川智行／総合振興計画係主任 高橋格 [ダイナックス都市環境研究所] 計 2 名 渡邊俊幸／谷口涼 [傍聴者] なし</p>
議題及び 公開又は 非公開の 別	<p>1 開会 2 議題 (1)各チームからの報告事項について (2)自治基本条例について 3 その他 4 閉会</p> <p style="text-align: right;">[公開]</p>
配付資料	<p>・次第 ・資料1 条例の構成(案) ・資料2 最終報告(案)(条例素案の部分) ・資料3 条例案骨子の再修正(案) ・参考資料1 前文(素案)に関する委員意見</p>
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

1 開会

○事務局

(本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)

(会議の公開と傍聴者の確認)

(配布資料確認)

○福島委員長

- ・ 本日の検討委員会でも、各チームの報告と自治基本条例についての検討を行いたい。
- ・ 最終報告たたき台作成チームの報告は、議題 2 (2) で行う。広報チームからは何か報告はあるか。

○事務局

- ・ 特にない。

○福島委員長

- ・ 意見交換準備チームから、7月9日（土）の中央区の市民意見交換会、7月12日（火）、7月14日（木）の出前意見交換会、7月17日（日）の緑区の市民意見交換会の報告をお願いしたい。

2 議題

(1)各チームからの報告事項について

○小野田委員

（「市民意見交換会（中央区会場）」の報告）

質疑：主な意見（発言順）

①パワーポイント最初の説明図について

市民―市長、市民―議会の関連性は表現されているが、市長―議会の関連性も明示したほうがわかりやすい。

②説明を聞いた感じとして、市民にかかってくる負担が大きいと思う。市民が協力を求められることが多数ある。

③リコール制度がほしい。

④区民会議の活動は提案のみで終わっている。この条例は運用のところまでしっかり進んでもらいたい。

⑤本条例は各条例の幹になるものと理解している。各条例との関連をどうとっていくのか。私は市の憲法にしても良いと思っている。

⑥市は合併10周年になるが、新しい区については、新しいコミュニティ作りが進んでいない。

⑦行政の一律化と分権化（市政と区政）をどういう風に行政の中に取り入れていくのが課題である。

⑧本条例は立派なものと思っている。

⑨今日、参加した理由は自治会と条例との関係を聞きたいことであった。自治会は市から依頼される仕事が増えてきている。一番困っているのがごみの問題。

（司会者から、条例についての感想を聞いたところ）絵に描いた餅と思う。自治会に無関心な人が多い現実がある。何もやらない人には罰則があるのか。過去にNPOが来て水路の浄化計画を提案し、自治会も協力して会議を重ねたことがあったが、いつの間にか立ち消えになった。

⑩ボランティアで活動しているグループもたくさんある。それを「その他の団体」で一括りに表現するのは不満である。表記することで、やる気のある人が増える。

⑪まちづくりに参加する、しないは個人の自由。参加する、しないを区別する必要はない。したがって、自治会・区民会議も特出しする必要はない。

⑫各区の特性を明記して、区のあり方を明記するのが良い。各区で独自の生き方を望んでいるのかどうか。各区の区政を尊重する点を書いたほうが良い。

⑬議会・議員の責務にも能力向上を入れるべき。

⑭議会・行政がボランティアグループの活動を支援することが必要。

⑮絵に描いた餅と思うのではなく、目標のイメージと捉えて、継続しなければならない。

⑯年老いても年老いての知識、役割がある。参加することでその役割を果たしたい。

⑰文体・言葉は大事である。「条例」「検討委員会」という言葉は難しい。「情報の共有」はもっとわかりやすくしてほしい。

⑱若い人が身近に感じられる条例であってほしい。

- ・ 他区からの参加者も多かった。
- ・ 市民の責務が多すぎるという意見があった。

○福島委員長

- ・ 何か質問はあるか。

○事務局

- ・ ③のリコール制度とはどのようなことか。議員や市長はすでにある。職員のリコールということか。

○小野田委員

- ・ リコール制度に関して明記してほしいということのようだ。それほど強い主張でもなかったように感じた。
- ・ 職員だけでなく議員も能力向上が必要という意見もあった。

○内田委員

(「それいゆ」との出前意見交換会の報告)

【主な意見】

- ・ 市は一般企業に勤めた経験をもつ方をもっと採用したらどうか(中途採用)。
- ・ 自治会は、古くから住む人が多く入りづらいが、その方たちがいないと自治会もまわらないので、取りあえずは今の自治会で良いと思っている。
- ・ 協働といって行政にうまく使われている感がある(本来は行政がやるべき仕事、ただ働きさせられている)。
- ・ 母子家庭でも働きやすい社会(特に事業者)を作ってもらいたい。
- ・ 参加者は3名と少なかったが、有意義な意見交換を行った。

○堀越委員

(「さいたま・まちプラン市民会議」との出前意見交換会の報告)

- ・ 本日は覚えている限りで報告し、次回、意見を整理して報告する。

【主な意見】

- ・ 自治基本条例を作成してもそれがうまく活用できるかは職員の行動にかかっているのではないか。職員は新しい試みをして良いというメッセージのある自治基本条例にしてほしい。
- ・ 行政職員は性悪説的で法的根拠がなければ動かないが、市民は性善説で動く。市民が自治の成功事例を職員に紹介することにより、職員が安心して新しい試みにチャレンジできるのではないか。
- ・ 古い体質の中で、やる気のある人が活躍できるように市長直轄の組織をつくるのはどうか。担当職員以外の知識が十分でないことがあるので、時代にあった研修を市民と一緒に受け学んでほしい。
- ・ 自治基本条例は自治を進めるための羅針盤とあるが、具体的にどのようなものか。職員と市民が同じテーブルで意見を交わせることができるような場を設け、一方通行な協働にならないことを保証してほしい。
- ・ 自治基本条例ができた際に、推進・見直しを行うことを明記にした方が良いのではないか。「〇〇委員会」の設置や定例的な見直しを行う、市民のイニシアチブで行うといったことを具体的に書くと良いのではないか。

- ・ 自治基本条例をなぜ作成するか、地方分権を上から進めるから作るのか、あるいは市民が団体に参加することがまちづくりには大切なので、そのために自治基本条例をつくるのか。市民一人ひとりが団体に参加することにより市民の責務を果たし、それを応援するような書き方をしても良いのではないか。

- ・ 11名の参加で、委員会からは中津原副委員長と私が参加した。
- ・ 「さいたま・まちプラン市民会議」は地域まちづくり条例を作成しようとしているらしいが、自治基本条例との関連性について気にされていた。

○中津原副委員長

- ・ 印象的だったのが、自治基本条例を職員へのメッセージとする意見である。中間報告では職員に関する規定がすでに書かれているが、「しなければならない」といった書き方が多い。そうではなく、より積極的なものを伝えられても良いと感じた。

○福島委員長

- ・ 市長直轄の機関とはどのようなものか。

○堀越委員

- ・ 縦割りの組織を超えたプロジェクトを行う際に必要な機関をイメージしているようである。

○福島委員長

- ・ アドホックな機関か。

○堀越委員

- ・ そのような意見を言う人もいたが、別の人は違うイメージを抱いていた。

○中津原副委員長

- ・ 各部局の長から市長がつながるわけではなく、市長と直接つながっている形で進めるイメージである。

○福島委員長

- ・ 続いて7月17日（日）の緑区についての報告をお願いしたい。

○中津原副委員長

- ・ 活発な意見交換を行い、時間も延長した。
- ・ 印象的だったのが、具体性に欠けるという意見が多かった。当たり前のことしか書かれていない、という意見があった。具体的な手がかりになるようなものにしたいが、それをどこにどのように書き込むか、という意見があった。
- ・ 話題としては、区や区民会議に関する意見が多かった。区へ権限委譲をしてほしい、区民と向き合う最前線としての役割を強化してほしいとのことだった。
- ・ 7月24日（日）に浦和区で市民意見交換会を実施し、市民意見交換会は終了する。
- ・ 24日の分を含め、意見交換会のまとめを7月26日（火）の検討委員会で提出したい。

○福島委員長

- ・ 出前意見交換会の今後の予定はどうか。

○中津原副委員長

- ・ 8月5日と8月20日に、見沼区の地区別懇談会に出前に行く。誰が参加するかは未定である。

○堀越委員

- ・ 地区別懇談会とは何か。

○事務局

- ・ 自治会と区長が懇談する会で、地区ごとに行っている。今回は防災を議題とした意見交換会となる。
- ・ 合併前は、市長によるものだったが、合併後は区長が対話する会となっている。

○堀越委員

- ・ 区長も参加するのか。今回は防災と自治基本条例がテーマということか。

○事務局

- ・ 今回の地区別懇談会ではそのテーマである。

○中津原副委員長

- ・ 見沼区は区民会議のテーマも防災である。

○事務局

- ・ 職員有志との意見交換会は、7月27日（水）18時半より議会棟第4委員会室で行う。検討委員会からは内田委員、栗原委員、高橋委員、細川委員、堀越委員の5名が参加する予定である。
- ・ 7月22日（金）に開催される「学生政策提案フォーラム in さいたま」の代表者連絡会に参加する学生との任意の意見交換について、現在参加可能な学生は2名である。現時点では開催が難しいかもしれない。
- ・ 10時から11時半に連絡会を行い、午後1時頃から意見交換会を行うことを考えている。
- ・ 学生の都合や意向も踏まえて明日開催の可否を連絡する。

○福島委員長

- ・ 続いて自治基本条例についての議論に移りたい。

(2)自治基本条例について

○事務局

- ・ 最終報告たたき台作成チームでの条例案骨子の主な修正点について説明を行いたい。構成と再修正案を全部通して説明したい。

(資料1「条例の構成(案)」についての説明)

- ・ 章の構成は、第1条の規定の流れとあわせることを意識した。
- ・ 第3章は、第1条にあわせて「まちづくりの基本的事項」とすることも考えたが、「市民と市がともに進めるまちづくり」の方がよい、となった。
- ・ 評価は全体事項で、監査は個別事項なので、第22条と第23条を入れ替えた。
- ・ 「地域及び区のまちづくり」に関しては大切なことであり、「章」にすべきという意見もあったが、第3章に入っていた方が、しっくりくるという意見であった。
- ・ 第31条（国、埼玉県等との関係）、第32条（諸外国の都市等との関係）を「市民のための市政運営」に含めるより、別に節を立てたほうが、区別が明確になるという議論があり、第5節として整理している。

(資料3「条例案骨子の再修正(案)」についての説明)

第1条（目的）の変更点についての説明

- ・ 委員会の議論に基づき「基本理念」「各主体の責務等」「まちづくりの基本的事項」を明確に分けた。
- ・ 委員会の議論では、目的を「市民自治の確立」で終わらせるのではなく、中間報告「持って市民が幸せを実感し…」まで目的として記述するとなった。チームでは、「幸せ」は意見交換

会でも意見があり、全体的に「豊かで暮らしやすい地域及び社会をつくる」で統一しようということになった。

第2条（定義）の変更点についての説明

- ・ 第4号に「市」の定義を加えた。
- ・ 「職員」について、補助機関には副市長、会計管理者、職員がいるが、全部含めて職員としている。定義付けが必要かもしれない。
- ・ 第5号は、委員会の議論どおり「市民及び市が行う」を追記している。
- ・ 第8号は、政策の「立案」について、議会基本条例で使われている「形成」で全体的に統一した。

第3条（自治の基本理念）の変更点についての説明

- ・ 第1号は、委員会の議論のとおり、「市民」を前に持ってくるとともに、「課題の解決」だけでなく、より良くする意味を含ませるよう「主体的にまちづくりに取り組む」と修正した。
- ・ 第2号は、市長を除く執行機関も独自の権限を持つ者として重要視して、追記した。

第4条（条例の位置付け）の変更点についての説明

- ・ 委員会の議論のとおり、前文と重複しても良いとのことで、「最も大切な規範」を追記した。

第5条（市民の権利）の変更点についての説明

- ・ 委員会の議論のとおり、「安心で安全」を「安全で安心」と入れ替えた。
- ・ 同様に、市民自治のための主な権利であることが分かるように文章を修正した。

第6条（市民の責務）の変更点についての説明

- ・ 委員会の議論のとおり、「自らの発言及び行動に責任を持つこと」を「社会的責任の自覚」に修正したが、ここに「法令等の遵守」も含まれると考えた。
- ・ 委員会の議論のとおり、各号の順番を変えた。

第8条（市民自治の担い手としての人づくり）の変更点についての説明

- ・ 委員会の議論のとおり、「子どもと青少年」は強調するが、市民自治の担い手として育ててほしいのは彼らだけでない、という意味になるように修正した。

第9条（議会の役割及び責務）の変更点についての説明

- ・ 委員会で「市民福祉の向上と市の健全な発展」は堅いという意見があり、第1条とあわせて「豊かで暮らしやすい…」とした。意味としては「市民福祉の向上と…」と同じ、又はそこにつながるものと考えた。第11条も同様に修正している。

第10条（議員の責務）の変更点についての説明

- ・ 第2項で、意見や課題の把握だけでなく、議会基本条例第3条※の議員の責務にあわせて「市民全体の利益を考える」ことを追記した。

※第3条 議員は、市民の代表者としての品位を保持し、能力の向上に努めるとともに、市民の意見を的確に把握し、広い視野から情報収集を行い、市民全体の利益を勘案して職務を行わなければならない。

第11条（市長その他の執行機関の役割及び責務）の変更点についての説明

- ・ 第2項について、市民意見交換会で「情報の収集」に関して意見が出され、議員や職員の責務でも「市民意見や課題の把握」が記述されているので、これを追記した。
- ・ 第9条（議会の役割及び責務）で市民参加と協働の推進が記述されており、第2項第4号にも追記した。
- ・ 第3項第1号について、「展望」は「社会の動向や物事の予測などを広く見渡すこと。また、その見通し」という意味であり、再修正案のとおり直した方が良いということになった。

第12条（職員の責務）の変更点についての説明

- ・ 委員会での議論を踏まえ、第2項に「市民とともに市民自治を担う立場であることを自覚し」を追記した。
- ・ 委員会での議論で、「職員にはカウンターから出て、市民とともに課題解決を考えてほしい」ということがあったので、第2項第2号で「市民とともに課題解決のための方策を探求」を追記した。

第14条（情報公開の総合的な推進）の変更点についての説明

- ・ 委員会での議論のとおり、第2項に「迅速に提供」を追記した。

第16条（市民参加の推進）の変更点についての説明

- ・ 委員会での議論のとおり、第2項と第3項を入れ替え、参加の方法を市民に知ってもらうために少しでも例を記載することだったので、第2項に審議会等の公募や政策に対する意見募集を例として追記した。
- ・ また、「市民参加」の定義をこの条に持ってきたいということだったが、この条より前に「市民参加」が複数出てくるため、難しいということになった。その代わりに、第3項に「政策の形成、実施、評価等」と定義から補足した。

第17条（協働の推進）の変更点についての説明

- ・ 全体的に、委員会での議論に基づき修正した。
- ・ 第1項では協働の定義との重複を避けるように修正した。
- ・ 中間報告の2点目「協働の提案」について、第2項として規定するように戻した。「必要と認められるとき」を「必要と認めるとき」に修正したが、協働するかどうかはお互いの合意であり、市民に対しては「必要と認められるとき」に強要は難しく、市にとっても「必要と認めないとき」は、第18条で応答義務をしっかりと果たさなければならないので、この記述としている。
- ・ 市民活動及び協働の推進条例を参考にして、協働による事業に協力するようなことを第3項として追記した。
- ・ 第4項では、「協働に関する協議の場の設定」を追記した。

第18条（市民の意見への応答義務）の変更点についての説明

- ・ この条だけが「意見、要望、提案」と分けて使い、他では「市民の意見を反映」としているので、「要望」や「提案」を「意見」の例示とするように修正した。

第19条（住民投票）の変更点についての説明

- ・ 最終報告たたき台作成チームに、住民投票の実施を努力義務とすることができないか考えてほしいという意見があって検討したが、その場合、住民投票に係る案件をより厳しく限定する必要がある、そのようにしなければ議会も納得しないのではないか、となった。最終報告たたき台作成チームでは、議会で十分に審議が行われ市民が納得できるような状況であればそれで良いし、また、住民投票に適しない案件もあり、ここまで書くことに関してはどうかという意見であった。

第20条（総合振興計画）の変更点についての説明

- ・ 他の条では「市民に分かりやすく公表」と記述がされているので、ここにも追記した。

第21条（健全な財政運営）の変更点についての説明

- ・ 委員会で、第3項も書くべきとなったが、市民に誤解されないように、意味が分かる内容にするのは難しく、最終報告たたき台作成チームでは「関心を持つよう努める」までしか書けなかった。委員会でも考えてほしい。

第22条（市の取組の評価）の変更点についての説明

- ・ 監査と評価の順序を入れ替えている。

第23条（監査の実施等）の変更点についての説明

- ・ 「改善点」を「改善を要する点」と意味を明確にした。
- ・ 委員会で監査事務局の説明を聞いて、「社会の要請を踏まえてテーマを設定する」といった意見があったが、最終報告たたき台作成チームでは、テーマを選んで監査を行うのは複数の監査の種類のうち一部だけであり、そこまで個別に書くことに関しては懐疑的であった。
- ・ 監査事務局からは第1項について、「市の財務に関する事務が適正に執行されているかについて監査する」とした方が良いのでは、ということ聞いたが、最終報告たたき台作成チームでは、監査委員はしっかりと監査すべきという意味で「適正に監査を行う」としているの、修正しない方が良いということになった。

- ・ 同様に、中間報告にある「議会と市長等は、監査結果に基づき、市政運営の向上に努めなければならない」を入れても良いのでは、ということも聞いたが、「監査委員の意見は重たく受け止めるであろうし、市長など別の執行機関はそれぞれの権限の中でしっかり判断していくことになる」という考えで、特に修正していない。

第24条（組織の整備等）の変更点についての説明

- ・ 委員会での議論のとおり、第2項の「組織風土」の記述を修正した。

第25条（法務）の変更点についての説明

- ・ 変更点は特になし。
- ・ 「立法評価」という意見が市民意見交換会から出されて、委員会でも意見があったが、最終報告たたき台作成チームでは、「立法評価」が条例を議決した議会に対する評価なのか、条例が社会情勢に適合しているのかを評価するものなのかよく分からないが、前者であれば選挙により住民の評価が行われ、後者であれば第22条の市の取組の評価の中で、市の事業に問題があるとなればその原因として条例の規定に問題があるのか、運用に問題があるのか、職員に問題があるのか等、何が問題なのか検討されるべきで、第22条に含まれるのではないかと、ということになった。
- ・ また、「市民立法」という意見もあったが、最終報告たたき台作成チームでは、それは「政策提案」の一つであり、その提案を市民の方でしっかりとした条例案にしなくてはならないのか、条例案という形よりも、提案の内容が大切ではないか、という意見があり、特に修正はしなかった。

第26条（危機管理）の変更点についての説明

- ・ 委員会の議論を踏まえ、修正した。
- ・ 第1項の結びの部分で「迅速かつ的確な対応を図らなければなりません」と強調した。情報収集や発信もここに含まれるとした。
- ・ 第2項も、第1号で「周知及び啓発を積極的に行う」とし、第2号でも諸計画等の見直しの意味を込めて、「見直しを適宜行う」ことを追記した。
- ・ 第3項では、市民を主語にして、自助及び共助の概念を追記した。なお、市が市民の活動を支援することについて記載するかを検討したが、その趣旨は第1項、第2項に含まれているということになった。

第27条（地域のまちづくり）の変更点についての説明

- ・ 第27条から第30条までを第4節として分けた。

第28条（区役所の役割）の変更点についての説明

- ・ 委員会での議論を踏まえ検討し、「総合的に」を「効果的」「効率的」の前に記述した。
- ・ 第3項は、市民意見交換会で、区役所や区長にもっと権限をとという意見があり、意見交換準備チームからもそのような意見があったので、最終報告たたき台作成チームで検討し、区役所機能の充実について追加した。

第29条（区長の責務）の変更点についての説明

- ・ 「さいたま市区における総合行政の推進に関する規則」の中にある区長の責務規定※を参考に、第2項に「区民の意見の把握と区政への反映」を追記した。

※第4条 区長は、区における行政の総合的な推進を図るため、必要な調整を行うよう努めなければならない。

2 区長は、あらゆる機会を通して、区民の要望、意見、提案等を積極的に把握し、区の行政に反映させるよう努めるとともに、局長及び事業所等の長に把握した情報を提供するよう努めなければならない。

3 区長は、区政に関し区を単位に設置されている会議、協議会等を区における総合行政の推進に資するよう運営しなければならない。

第30条（区民会議）の変更点についての説明

- ・ 全体的に、委員会での議論を踏まえて修正した。
- ・ 第1項では、「区のまちづくりの課題」と修正した。
- ・ 第2項は、区民会議からの情報発信と、区民意見の収集という趣旨を新たに追加した。
- ・ 第3項は、区民会議に参加するのは、区役所職員に限定するのは実態に合わないという議論を踏まえて「職員」とし、区民会議から求められれば積極的に協力することを追記した。
- ・ 第4項も、区民会議から例えば教育委員会が所管する事項に関する提言がなされることも考えられ、「その他の執行機関」も提言を尊重するとした。

第31条（国、埼玉県等との関係）の変更点についての説明

- ・ 委員会での議論を踏まえ、第2項に「市民生活を守るため」意見等を述べるとした。最終報告たたき台作成チームでは、「市民生活の安全及び安心を守るため」も考えたが、目的が限定されてしまうのではないかという意見があり、再修正案のとおりとした。
- ・ 委員会での議論のとおり、第3項に埼玉県を明記した。

第32条（諸外国の都市等との関係）の変更点についての説明

- ・ 委員会での議論のとおり「市民とともに」を加えたが、修正案のままだと、どこと共に発展していくのか不明確であったため、さらに「諸外国の都市等」を追記した。都市だけでなく、例えば外国において活動する団体なども想定され「都市等」とした。

第33条（実効性の確保）の変更点についての説明

- ・ 委員会での議論のとおり、大きく修正し、「運用推進委員会」の設置等について記述した。
- ・ 条例に設置根拠を設ける場合、通常、地方自治法に規定する附属機関となり、市長に諮問に応じて答申をするような関係となり、委員は非常勤特別職という一種の公務員となる。
- ・ 附属機関の場合、地方自治法より条例により設置することとされるため、第3項で組織及び運営に関する事項は、別に条例で定めるとした。
- ・ また、第2項において、市長は、4年ごとに見直しの検討を行うとした。4年としたのは、在任期間中に一回は見直しの検討に関わるべきという理由である。その際、原則として運用推進委員会に意見を聴くとした。法律改正に伴う必要な改正もあるため「原則として」としたが、不要か。

- ・ その他、意見交換準備チームのまとめに対する検討も始めている。

○福島委員長

- ・ 事務局の説明のとおり、最終報告たたき台作成チームで委員会の議論を活かして修正している。また、意見交換会からの意見についても議論し、盛り込んでいる。趣旨が分からない部分もあり、そこは委員会で議論したい。

○中津原副委員長

- ・ 26日までに意見交換準備チームのまとめを行うので、それも踏まえて委員会で議論を行いたい。

○福島委員長

- ・ 今後意見交換準備チームから情報が入るので、現段階でのものと理解頂きたい。
- ・ まず条例の構成案について検討したい。
- ・ 総則→主体→まちづくり→実効性の確保、となっているが、ご意見を頂きたい。また、最終報告たたき台作成チームの委員から補足があれば頂きたい。

○湯浅委員

- ・ 中津原副委員長が言ったとおり、26日に意見交換会のまとめを検討するのか。

○中津原副委員長

- ・ 26日から、意見交換会の意見を踏まえた検討を行う。これで条例案骨子は終わりとし、考え方・解説を作るのではないと理解している。
- ・ 今後のスケジュールを決めたい。8月末までの工程表を今日つくる必要がある。
- ・ 今日は条例の構成と前文の検討を行う場としたい。
- ・ 条文については考え方・解説と一緒に、最後の仕上げとして次回から議論したいと考えている。
- ・ 構成はわかりやすくなっている。
- ・ 第2章第3節のタイトルがあまりしっくりこない。市民にわかりやすい書き方にしてほしい。

○福島委員長

- ・ 第2章第3節のタイトルは、例えば、「市長その他の執行機関」とするか。
- ・ 構成についてはその他に意見等ないか。

○中津原副委員長

- ・ 第3章第3節で市政運営の条文の順序を考えてもらったが、第24条（組織の整備等）はより普遍的な話に感じる。第21条（健全な財政運営）の前あたりとしても良いように思う。

○堀越委員

- ・ 第3章第4節の「地域」が唐突ではないか。地域については説明しているか。

○事務局

- ・ 地域の定義は入っていない。身近な地域のイメージと考える。
- ・ 考え方・解説には書き込めるかもしれない。

○堀越委員

- ・ 区よりも小さな地域か。小さな自治、身近な自治をイメージしているのか。

○富沢委員

- ・ 近隣住区に近いのではないか。

○事務局

- ・ それとは異なる。コミュニティや自治会のイメージである。

○中津原副委員長

- ・ 区も地域である。「身近な地域のまちづくり」とするのはどうか。

○福島委員長

- ・ それで良いか。
- ・ 先ほど第24条（組織の整備等）を第21条（健全な財政運営）の前にという意見があったが、内田委員は何か意見はあるか。

○内田委員

- ・ 「組織の整備等」の重要性がどの程度か分からない。

○中津原副委員長

- ・ 第24条（組織の整備等）は、第23条（監査の実施等）と第25条（法務）の間ではないように感じる。

○事務局

- ・ 監査は評価や財政運営とセットのイメージである。
- ・ 「組織の整備等」の内容は組織風土や職員の育成、人員配置等である。

○内田委員

- ・ それはとても大切なことである。意見交換会でもその点については、多くの意見が出ている。
- ・ 自治基本条例が出来たことにより変わったことを市民が一番感じられることは、職員がより市民のために仕事をしてくれるようになることである。漢方薬的であっても、できることから進めることが必要である。その意味では、位置付けを高くしても良いように思う。
- ・ 第20条（総合振興計画）の次でも良いのではないか。評価や監査よりは上でも良い。

○堀越委員

- ・ 第20条（総合振興計画）で目的を立てる。それを推進する人やお金の話があり、それがうまく進んでいるかを確認するための評価や監査があるという流れか。危機管理は大切だが最後になるか。
- ・ C h e c kである評価と監査がP l a nやD oより先に来ることには違和感がある。

○福島委員長

- ・ 第24条（組織の整備等）を第21条（健全な財政運営）の前に移すという意見であるが、他に意見はあるか。

○小野田委員

- ・ 市政運営は、市がどのようになるのかを総合振興計画で示し、その計画に基づき、財政運営、評価、監査が続いた方が良いように思う。
- ・ 組織の整備は全体にかかるものなので大切ではあるが、案の順序が良いように思う。

○中津原副委員長

- ・ 財政運営や評価、監査と組織の整備は扱っている内容が異なる。
- ・ 「組織の整備等」が第24条にあることについては違和感がる。場所を変えた方が良い。

○堀越委員

- ・ 1節追加するのはどうか。

○湯浅委員

- ・ 章立てするまでではないと思うが、流れの中ですっきりさせたい。

○中田委員

- ・ その通りである。当初は行政評価等、評価に力点が置かれていた。今は市民による取組の評価となっている。P l a n、D o、C h e c kの話があるが、市の取組の評価がわかりづらくなっている。議論のスタートは組織の整備をどこに入れるかを考えた。その流れの中で市の取り組みの評価の視点がうすくなっており、そのため流れにはまらなくなっている。

○富沢委員

- ・ 一つの考え方として、第24条（組織の整備等）を第20条（総合振興計画）の後に置くのではなく、第26条とし、第3節の結論とすることも考えられる。

○小野田委員

- ・ 賛成である。組織の整備が間に割って入っているように思う。第3節を行うための組織や職員の育成である。

○福島委員長

- ・ それでは第3節の最後に組織の整備等を置く。そうすれば流れでもしっくりくる。
- ・ その他条例の構成（案）で意見はあるか。

○湯浅委員

- ・ 第3章第4節のタイトル（地域及び区のまちづくり）で、「区」は残した方が良い。意見交換会では区や区長、区役所についての意見が多く出ていた。区についての今後の意思表示として、「身近な地域及び区のまちづくり」とした方が良いのではないか。

○福島委員長

- ・ 区を単位に意見交換会を開いているので当然かもしれないが、区に関する存在を意識した意見は多かった。特に岩槻区等で区に関する思いが強かった。その点を踏まえると、区を消さない方が良いという意見である。
- ・ 区は身近な地域でも含まれるかもしれないが、ぼやける。

○内田委員

- ・ 「地域及び区の」であれば、地域は区よりも小さく読めるのではないか。
- ・ 節の中に区に関する条文が3条あるので、節のタイトルには区は残した方が良い。

○中津原副委員長

- ・ 「地域及び区の」「身近な地域の」「身近な地域及び区の」の3パターンである。

○内田委員

- ・ 原案通り「地域及び区の」とすれば地域は区よりも身近なものと読めるのではないか。

○中津原副委員長

- ・ 必ずしも地域が区よりも小さいとは読めない。3パターンのどれでも良い。

○中田委員

- ・ 地域の中に区が入るように直感的にイメージできるので、区は不要だと思う。

○高橋委員

- ・ 第27条の位置に違和感がある。第27条を節の最後にした方が良い。
- ・ なぜなら、「区及び身近な地域」と大きい方から整理する方が分かり易いからだ。
- ・ ただ、住んでいる側から身近な地域が重要であればこだわらない。

○事務局

- ・ 条例になった際に、最初に目次がくる。目次には各条の見出しまでは書かれない。節のタイトルを「身近な地域のまちづくり」とすると、区の話は目次では全く読み取れなくなる。

○中田委員

- ・ 身近な地域が区を意識させるのではないか。区が一番身近な地域のように感じている。
- ・ 地域が区よりも大きいかわりに小さいかについては定義の仕方による。

○小野田委員

- ・ 身近な地域だけでは自治会単位を想像するのではないか。
- ・ ただ、身近な地域とした方が自治基本条例らしく親近感を覚える。

○堀越委員

- ・ 第4節はやはり章として独立させた方が良いのではないか。市民と市がともに進めるまちづくりの中で、1～3節と5節がある。4節は市よりむしろ身近で歩いて行ける範囲のまちづくりとなっている。
- ・ 第4章として地域のまちづくりと区のまちづくりと整理し、5章立てにするのはどうか。章とすることで、身近な自治を強調しても良いように思う。

○事務局

- ・ 最終報告たたき台作成チームでも第4節を章に格上げするかについての議論があった。

○福島委員長

- ・ 他の政令指定都市では両パターンある。さいたま市としてどのようなメッセージを発信するか。

○堀越委員

- ・ 防災等を考えれば、地域の連携等をより強調した方が良いのではないか。

○事務局

- ・ 強く出すか、市民がともに進めるまちづくりとして整理するのか。最終報告たたき台作成チームでは今の形としている。

○小野田委員

- ・ 第2章は各主体の責務や権利、第3章でまちづくりをまとめ、第4章で実効性の確保としている。

○堀越委員

- ・ 「市民と市がともに進めるまちづくり」だけではなく、「身近な地域と進めるまちづくり」や「区とともに進めるまちづくり」があっても良い。住んでいる実感としては市では遠い。

○湯浅委員

- ・ 区の存在についてアイデンティティを持っておらず、フラストレーションがたまっているようである。その意味で、区は活かしていかなければならない。

○小野田委員

- ・ 区は残した方が良い。

○福島委員長

- ・ 区は残した方が良いという意見が多く、意見交換会の議論も踏まえ、残したい。
- ・ 地域をよりわかりやすくするために「身近な地域」とする。

○中田委員

- ・ 身近な地域は区より大きいのか、小さいのか。

○中津原副委員長

- ・ 小さい。

○富沢委員

- ・ 中間報告では、地域コミュニティとして「身近な生活の場となる地域」としている。
- ・ 区よりも身近な地域として構成してきた。コミュニティがわかりづらいということで、地域としている。
- ・ 第4節で「区のまちづくり」とし、第28条・29条・30条を入れ、第5節として「身近な地域のまちづくり」として第27条を入れるのはどうか。

○福島委員長

- ・ 身近な地域と区は密接な関係がある。その意味で第4節に区と地域をまとめているが、それを分けることにより、身近な地域のまちづくりを強調するという意見である。

○中津原副委員長

- ・ 区の役割として、地域のまちづくりを支援することが盛り込まれているので、強調のために節をたてる必要はないのではないか。

○小野田委員

- ・ 区役所の役割として地域の課題を取り扱っている。

○中津原副委員長

- ・ 身近な地域のまちづくりをコーディネートし、支援するために区が必要である。

○福島委員長

- ・ 区と身近な地域の節を分けることで、関連性が見えなくなるという意見か。

○富沢委員

- ・ 第4節を「区のまちづくり」とし、第28条、29条、30条、とし、最後に第27条を置くのはどうか。徐々に身近にしていく。

○福島委員長

- ・ 「地域」をとるということか。

○中津原副委員長

- ・ ここの構成は論点として残しておいても良い。

○堀越委員

- ・ 自治基本条例の中で、身近な地域や区を取り上げる意義は何か。市のレベルの自治についてのルールをそこまでは書いている。身近な地域や区でもそのルールは適用されるということから、身近な地域や区を挙げているのか。それとも、区政運営や身近な地域運営を書きたいのか。

○中津原副委員長

- ・ その考え方は一緒である。
- ・ 市全体でも区や地域でも同じコンセプトで働くが、特に身近な地域や区について書いている。

○堀越委員

- ・ 市のルールが身近な地域や区では働かない状況にあるという認識で、ここに明記しているのか。
- ・ 身近な地域であれば、市民自治を考えずにも済んでいる。多様な団体が市民が住む地域を良くするために活動に取り組む際に、共有できるルールとして書いているのか。
- ・ 単に区役所や区長が大切だからというものではなく、区や地域のレベルでもこのルールが働くことを書くのか。

○福島委員長

- ・ 第4節は、単なる行政区としての区ではなく、自治の拠点としての区を意識し、明確にしている。

○堀越委員

- ・ 自治において、身近な地域、区、市の3層構造のそれぞれに自治基本条例の考え方があてはまるということか。

○中津原副委員長

- ・ ただし、広い範囲と狭い範囲では主体の役割や関わり方は変わってくる。より狭い地域では市民や住民がより活躍できる。

○堀越委員

- ・ 第3章の1, 2, 3, 5節では市全体のことを書いているが、第4節は身近な地域のことを市の観点から見るということである。

○福島委員長

- ・ 論点として残したい。第4節のタイトルに区を残すと合意したことを確認したい。

- ・ 構成案については以上である。続いて前文について検討したい。

○事務局

(参考資料1「前文(素案)に関する委員意見」についての説明)

○中津原副委員長

- ・ 「修正意見1に係る参考資料」は市民部会では配布している。この「さいたま市のまちづくりの現状と市民性」について書き込みたい。都市や環境に関する市民協働まちづくりの前文にあたる。
- ・ 意見交換会で「合併して市が遠くなった」「区役所は単なる窓口に過ぎない」という意見があった。政令指定都市としての役割や意義を前文に書くべきである。

○福島委員長

- ・ 修正意見1～3が出ている。意見を頂きたい。

○中津原副委員長

- ・ 修正意見1では、第2段落で生活都市が基本であることを明記した修正案を出している。

○福島委員長

- ・ 修正意見2で第1段落を削除している。第1段落にある合併の事実を削除するか。

○堀越委員

- ・ 合併について削除した意見を出している。すでに事実として合併している。現状から書き始めれば良いように思う。
- ・ 「生活都市としても」の「も」は削り、生活都市として成長してきたことを書いても良い。
- ・ 市民の願いを先に書いた方が明るい前文になると感じたため、原案の第6段落を前に出している。
- ・ 条例の前文は短い方が良いと感じるので、短くしている。
- ・ 第3段落については修正意見2の④⑤に入れても良いように思う。
- ・ 修正意見3を活かすと、「すべての市民が互いに尊重しあい」という文言は入っても良い。

○中津原副委員長

- ・ 原案の第6段落は主語があっていない。

○福島委員長

- ・ 合併についてはどの場合でも市が遠くなるという意見が出てくる。
- ・ なぜ合併するのかといえば、スケールメリットがあるためである。

○中津原副委員長

- ・ 良いと思って合併したことが、改善されるはずの点が必ずしも実現していないことが問題である。

○堀越委員

- ・ 市民の側にとっては、良くなることに関する具体例が出されなかった。
- ・ スケールメリットに関しては大規模開発や財政程度である。

○事務局

- ・ 現状と、合併しなかった場合には今どのようになっているか、その比較はできない。

○福島委員長

- ・ 合併の際のシミュレーションはあったはずである。そのシミュレーションに則って合併している。しかしその通りにはなっていない。10年経って、今後どのようにしていくのか。

- ・ 堀越委員の意見は、合併はすでに済んだことであり、さいたま市を出発点として書くということである。

○中田委員

- ・ 賛成である。合併は事実としてすでにあることである。

○中津原副委員長

- ・ 合併の是非を問うわけではない。合併後のまちづくりについてである。

○堀越委員

- ・ 実際、区政が何かを知らずに暮らしている。日頃不便がなければ区のことは考えない。しかし、検討委員会としては区を大切なものとして議論している。東京23区との違いを分からずに生活している。

○高橋委員

- ・ 第1段落はなくても良い。無機的な事実だけが書かれている。現状からのスタートでも良い。

○中津原副委員長

- ・ 合併して政令指定都市となった現状認識を書きたい。目指したい思いを書くことも大切だが、現状で満たされない部分があるので、自治基本条例をつくっている。
- ・ 都市計画の観点からは、さいたま市は政令指定都市の権限を活用していない。
- ・ 市民参加にも問題はある。地域や市の自治が満足に機能していないことは書いてほしい。

○堀越委員

- ・ 修正意見1～3の良いところを取れば良いものができるように思う。

○中津原副委員長

- ・ これらの意見を踏まえ福島委員長に書いてもらいたい。

○小野田委員

- ・ 現状認識をとらえるのであれば、合併を書く必要がある。

○中津原副委員長

- ・ 第1段落は当たり前のことを書いているので省いても良いが、どこかで合併については書いてほしい。

○富沢委員

- ・ 修正意見3は活用できると思う。1と2はトーンが違う。
- ・ 今後条例を長く使っていくのであれば短い方が良いので、修正意見2をメインに修正し、解説部分に修正意見1を加え説明するのはどうか。

○渡邊委員

- ・ 市民が直接目にするのは本文であり、解説ではない。伝えたいことは伝えなければならず、短くすれば良いわけではない。さいたま市の現状を書いた方が良いので、合併については残してほしい。新しい市民が増えてくる際に、自治基本条例を見てもらえば分かるようにしておきたい。
- ・ 自治基本条例は今後の生活や生き方に関するものが書かれているものにしてほしい。
- ・ 最終的には委員長に一任するが、様々な意見を反映して書いてほしい。

○細川委員

- ・ 現状認識は前文には不要ではないか。自治基本条例が今後数十年読まれることを考えれば、現状は変わっていく。策定時の現状認識が古くなってしまわないか。

- ・ 感覚的にはネガティブなものよりはポジティブなものにしてほしい。

○中津原副委員長

- ・ 「ここに自治基本条例を制定します」なので現状でも良いのではないか。

○福島委員長

- ・ 修正案2と3は今日初めて見たものなので、時間をおいて検討したい。前文については、引き続き意見を頂きたい。

3 その他

○事務局

- ・ 次回は7月26日（火）に大宮区役所301会議室で検討委員会を行う。
- ・ 8月は2日（火）、9日（火）、17日（水）、23日（火）、29日（月）に行う。21日（日）を予備日として全日押さえている。

○福島委員長

- ・ 29日に最終確定するのであれば、23日には確認し始めなければならない。
- ・ 17日までに一通りすませ、それを踏まえて21日に議論し、23日に確定させる。
- ・ 21日を当てにするとその後のスケジュールが厳しくなる。

○中津原副委員長

- ・ 委員会で行うと文章の確定まではできない。委員会での確認を21日に行うか。少人数で集まって行うことも考えられる。

○事務局

- ・ 17日までの4回で最後まで通し、21日に委員会を行うか、または少人数で集まって行うのはどうか。

○福島委員長

- ・ 微調整は出る。

○中津原副委員長

- ・ 意見が分かれるものは21日に文案を作成し、23日に確定させる。

○福島委員長

- ・ 今後の議論の際には、代替案を委員会で提示するようにしてもらいたい。そうしなければ間に合わない。その段階にきている。すでに案はできているので、意見がある人は代替案をもってくるという進め方としたい。

4 閉会